

(写)

後期高齢者医療制度に関する要望書

平成30年11月15日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

## 後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な制度改革が行われてきた。しかしながら、社会保障費が国の財政を圧迫しており、高齢者数がピークを迎える2040年を見据えた社会保障改革について国民的議論が必要になっている。

このような課題の中、安定した後期高齢者医療制度の運営を行うため、以下の事項について、国による積極的な対応、実現を要望する。

### 記

#### 1. 保険料等に関する事項

保険料等に関することについて、以下の措置を講じること。

- ① 平成31（2019）年度に見直すことが検討されている低所得者等に対する保険料軽減特例措置（均等割）については、生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること。

やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減施策と併せて実施するとともに、保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講じること。

- ② 次期保険料率改定において、一人当たり医療給付費の伸びや後期高齢者医療負担率の上昇等により被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、定率国庫負担割合の増加等、国による財政支援を拡充すること。

また財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化するなど、制度の安定化を図ること。

- ③ 国庫補助金と保険料を財源として実施している後期高齢者の健康診査及び歯科健康診査について、保険料の負担抑制のため、補助基準単価及び補助率の引き上げを行うこと。



- ④ 後期高齢者の窓口負担の在り方について、国の「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、「団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。」とされているところであるが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持とすること。

また制度の改正等を行う場合、その見直し内容及びその必要性について、広域連合及び市区町村へ早急に情報提供を行い、国は十分な周知期間を設け、被保険者に対し丁寧な説明を行うとともに、周知・広報に係る費用については国が全額負担すること。

## 2. 標準システムに関する事項

標準システムに関することについて、以下の措置を講じること。

- ① システムを改修する必要がある場合は、改修内容と各関係機関に係る対応スケジュールを早急に示し、システムの不具合がないよう検証したうえで実施すること。
- ② 機器更改に関する費用については、バージョンアップ等の経費が大幅に増加する見込みであり、市区町村からの負担金抑制のため、国において財政支援をすること。

さらに保険料の軽減判定の誤りの要因となっている所得の算定方法について、税法上の所得をそのまま引用できるよう、国民健康保険制度は平成33（2021）年を目安に調整を進めるとされており、後期高齢者医療制度においても同時期に実施すること。

### 3. あはき療養費の適正化に関する事項

あはき療養費の受領委任制度の取扱いについて、以下の措置を講じること。

- ① 受領委任制度の導入について、保険者側の判断により導入開始時期が異なる見通しであるため、保険者及び施術所において取扱いの違いや混乱が生じないように、国において統一した基準等を早急に示すこと。

また、各広域連合からの疑義事項について、速やかに回答するなど円滑な情報連携に努めること。

- ② 受領委任制度の円滑な運営や不正等に対する迅速な対応等を行うため、地方厚生（支）局の体制の強化を図ること。

### 4. 保健事業に関する事項

平成31（2019）年度から実施される後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的な取組に向け、関係機関の役割を明確にし、その取組方針について早急に示すこと。

また、関係機関との円滑な連携のため、速やかに情報提供をすること。

### 5. 大規模災害に関する事項

大規模災害等により被災した被保険者等の支援に要する費用については、その全額を国による財政支援を実施するよう、恒久的な仕組みを作ることと併せて、各広域連合が実施する保険料減免や収納率低下に伴う保険料減収分についても、財政支援を行うこと。



## 6. オンライン資格確認に関する事項

オンライン資格確認については、全ての関係機関が導入することによって、被保険者の負担減などの効果が期待されるため、確実に参加するよう国が主導して働きかけていただきたい。

また、システム運用コストについては、十分に精査を行い、保険者の大きな負担にならないよう配慮すること。

以上

平成30年11月15日

厚生労働大臣 根本 匠 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦



